

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員
27年－23 (27.9.11)	生活環境	<p><b>淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の事業計画とアセス購入費のための6月補正予算の執行停止及び「構造見直し」のための9月補正予算案の否決について</b></p> <p>▶理由  (1) 県の意見および監査委員の判断  「住民監査請求に基づく監査結果報告書」(平成27年6月10日)によると、鳥取県生活環境部循環型社会推進課(以下「県」という。)の見解と監査委員の判断は下記のようになっている。  県の見解では、「技術審査は不要で、国・県の環境影響調査の指針に基づき必要な項目さえ確認すれば、検査完了と理解していた。」と判断される。即ち、その技術的な内容は問わず、必要項目の確認のみであった。しかし、監査委員の判断では、補助金事業であっても一定レベルに達していることの確認のため技術審査は必要であると判断されている。そのために一般の事業と同様に事業完工時の竣工検査と同様な検査が必要と理解している。しかし、県は上記説明のように必要な項目さえ確認すれば、検査終了と理解し株式会社シーイーシー(以下「シーイーシー」という。)が行った調査・解析・設計の成果品(各種報告書)の技術審査を全く行わず、平成26年3月に竣工検査を完了し、最終支払いを完了した。  住民側の専門家が生活環境調査書、地下水調査・解析書、事業計画書に対するコメントを行っているにもかかわらず、県・公益財団法人鳥取県環境管理事業センター(以下「事業センター」という。)は、監査委員の指摘のように、その成果品の技術的審査は必要との指摘であるにもかかわらず、これを怠った故に出てきた問題であり、非常に重大である。県・事業センターは、県の地方財政法による職責を果たしているのか疑問である。  更に、県・事業センターは、3専門家の審査結果で、「概ね</p>	<p>村本俊一 (米子市)</p> <p style="text-align: right;">外2名</p> <p>(紹介議員)  市谷知子  錦織陽子</p>

妥当」との見解を得たとしている。しかし、3 専門家へ配付された報告書は平成 25 年 6 月版（第 1 案）に対するコメントに基づき、加筆・修正された平成 25 年 10 月版が検証・鑑定に供されたことになる。住民側の提示要求から約 7 ヶ月後の平成 26 年 2 月配布の「地元説明資料」で重大で且つ基本的な間違いが発見された。平成 25 年 10 月版の報告書が 3 名の専門家に配付され、検証されたことになる。従って、特に地下水担当の専門家は、平成 26 年 2 月に発見された重大で且つ基本的な間違いが発見された事実を知らされず、平成 25 年 10 月版にて、その鑑定書を作成しており、県・事業センターの言う「概ね妥当」との評価を得ているとの説明は誤りである。

(2) 事業計画（生活環境調査報告書・設計図書等）の技術審査  
平成 27 年 3 月の事業主体の変更に伴い、事業センターはシーイーシーの作成した事業計画（生活環境調査報告書・設計図書等）の審査を株式会社エイト日本技術開発（以下「エイト日本技術開発」という。）に委託・実施し、一次報告として「設計図書審査」に関する審査結果を提出した。区画割擁壁の基礎地盤強度の評価ミスと言う設計の基本的な間違いを指摘され、更に区画割擁壁に替わる代替案の検討を指摘している。この報告書によると上部擁壁の基礎地盤は埋立て廃棄物であるにもかかわらず（既存の一般廃棄物処分場のボーリング結果では N 値は 5 ～ 10）、良好な基礎地盤を前提に設計していた。これは設計瑕疵である。「区画割擁壁」に替わる案を検討することも必要との指摘があった。即ち、区画割擁壁案に替わる代替案との比較を行い、建設費・維持費も考慮した総合的評価を行うものと理解する。

説明によると、「構造変更など生活影響調査の諸元が変更となる場合、生活環境影響調査の追加実施を行う」と明記されている。即ち、構造変更の可能性が大きいので生活環境影響調査の追加実施を行うと説明している。生活環境影響調査、特に地下水調査・解析は非常に杜撰で地下水報告書の体をなしていないので、この機会に修正・変更を行うことを示唆している。

シーイーシーが策定・実施した基本計画、基本設計、生活環境影響調査、地下水調査・解析、事業計画書、実施設計は、全

て調査・解析瑕疵および設計瑕疵であったことが判明したことになる。住民側からの度重なる文書によるコメントにもかかわらず、県・事業センターは技術的審査など全く不要であるとしてきたことが、今回のエイト日本技術開発の事業計画全体の審査検討で技術的問題点が明らかになり、計画・設計の瑕疵、地下水調査・解析の瑕疵と基本的な事項の誤りだけであることが立証された。県・事業センターの責任は重大である。

#### (3) 一般的な事業計画の実施工程

事業計画の実施工程表は、①候補地選定、②地元交渉、③用地交渉、④地域計画・基本計画策定、⑤測量・地質・各種調査・基本設計、⑥環境アセスメント、⑦実施計画書、⑧実施設計・施設仕様書、⑨入札・建設工事と進むのが一般的である。

しかし、住民監査結果報告書で県の説明は、「条例に基づいて県に提出する事業計画書の作成に必要な実施設計および添付が義務付けられている生活環境影響調査を作成する事業に対して補助する。」と監査委員へ陳述している。一般に、事業計画書は実施設計に基づき作成されるものではなく、基本計画・基本設計に基づき作成され、事業計画書・生活環境影響調査書を作成する。

作成された事業計画および生活環境影響調査書が縦覧に供され住民からの意見、鳥取県環境影響評価審査会、県知事等からの意見等を考慮し、最終的な事業計画案に基づき実施設計を行うのが一般的である。そうではなく、県の説明のように実施設計に基づき事業計画書および環境影響調査が作成され、それらの縦覧にて意見があり変更・修正が必要となった場合、実施設計が無駄になり、変更・修正のための時間とコストが増加することになる。

県・事業センターは、事業計画実施の一般的な手順に従うことなく、また補助金対象事業の生活環境影響調査・事業計画書・実施設計の技術的検討を全く行うことなく、竣工検査を完了し、最終支払いを完了している。県条例に違反若しくは反しているのではと推察している。

#### (4) 調査・設計瑕疵と県・事業センターの竣工検査

成果品の技術的な竣工検査なくして、基本設計・実施設計を

行いそして今回のリスク低減のための構造の方策を検討すると  
の報道である。即ち、区画割擁壁の構造を取り入れた実施設計  
は最適な施設構造ではなかったことを証明しており、更に区画  
割擁壁の地盤強度を良好な状態で設計していた。これは、基本  
計画・基本設計・実施設計の間違いであったことを証明して  
おり、シーイーシーの設計瑕疵である。

これまで県の補助金 5,906 万円で実施された全ての成果品で  
ある調査報告書は、県・事業センターでは全く技術審査を行っ  
ていなかった故、このような事態となったのである。この実施  
設計のみならず、前述のように環境影響調査報告書の地下水調  
査・解析も技術報告書となっていない。本案件に対して、県・  
事業センターは地方財政法の趣旨に則ったその職責を果たして  
おらず、その責任は重大である。

その結果、実施設計が完了したこの時点で、「リスク低減の  
ための構造の方策を検討するため」との理由で、計画・設計瑕  
疵があることが判明したのにもかかわらず9月県議会で補正予  
算にて 3,900 万円の要請を行うことは、誠に不当である。計画  
・設計瑕疵が判明したので、業務委託契約の一般契約約款の瑕  
疵担保条項に基づき、県・事業センターは、シーイーシーおよ  
び事業主体であった環境プラント工業株式会社（以下「環境プ  
ラント工業」という。）にこの経費を負担させるように手続を  
早急に行うべきである。この手続を早急に進めるように議会は  
県・事業センターに要求し、徹底して審議してほしい。従って、  
9月県議会で補正予算案 3,900 万円を否決されるよう請願す  
る。

また、平成 27 年 6 月の補正予算で環境プラント工業が実施  
し作成した成果品（事業計画書、生活環境影響調査、地下水調  
査・解析、実施設計図書等）等の買い取りのために、貸付金と  
して 5,142.8 万円を予算化した。このような環境プラント工業  
が実施した事業計画書、生活環境影響調査書（地下水調査・解  
析を含む）、実施設計図書の全てが瑕疵となる。更に、調査・  
計画・設計瑕疵が別のコンサルタント会社であるエイト日本技  
術開発により指摘されたので、このような瑕疵のある成果品を  
購入することは、税金の無駄遣いとなるので、地方財政法上、

違法若しくは不当である。従って、平成 27 年 6 月の補正予算 5,142.8 万円の執行停止を勧告されるよう請願する。

(5) 当該事業計画(案)のこれまでの契約状況

環境プラント工業とシーイーシーは、平成 20 年 8 月 11 日に総額 3,727.5 万円(含消費税)の業務委託契約を締結し、その後口頭増額変更を行い総額 4,940 万円に合意した。その業務委託項目は、基本計画、基本設計、地質調査・解析、事業計画書、実施設計書、申請書作成までを含む。平成 24 年 3 月 30 日に減額変更を行い総額 3,150 万円となった。平成 24 年 4 月 26 日、両社は補助金対象として第 2 回の契約増額変更を行い、平成 20 年 8 月締結の業務委託項目とほぼ同じ項目の委託業務で、ほぼ同じ契約金額 4,990 万円の増額変更契約を締結した。平成 20 年 8 月の原契約の口頭増額変更および平成 24 年 4 月の契約変更の業務委託契約項目はほぼ同じで、金額までほぼ同額である。事業センターは、平成 24 年 3 月末までの環境プラント工業の成果品である報告書さえチェックしておらず、業者の見積書に基づき積算したとの回答であったが、地方財政法の「公益上の必要性」の要件を満たしていない。

また、米子市議会で米子市は、「計画予定地の約 50 %を占める米子市有地を産廃処分場として利用させることについて同意している」との説明をしていない。書面によるこの同意なくしては、当該事業計画実行の確実性が担保されたことにはならず、不確実な事業計画のもとに、血税が無駄に使われていくことになる。

平成 27 年 3 月末までの業務委託契約関連の支出は、総額 5,906 万円、更に平成 27 年 6 月県議会の「買取り補正予算」5,143 万円、今月 9 月県議会の「構造の見直し補正予算」3,900 万円が執行・支払いされれば、この調査・解析・設計に総額 14,949 万円が支払われることとなる。これと同程度の事業規模の業務委託契約が約 3 回もできるほどの規模である。このような事業推進を県・事業センター、環境プラント工業、シーイーシーに行わせても良いのだろうか。県議会で徹底的に審議して頂くようお願いする。

参考までに申し添えるが、鳥取県の情報公開によると、土木

関連施設・土地改良施設の業務委託契約で、平成 16 年から平成 25 年までの 10 年間で 5,000 万円を超えるものは、中部総合事務所が発注した「倉吉～関金道路改良工事」の測量・調査・詳細設計業務」の 1 件のみである。

▶要旨

事業センターは、環境プラント工業がシーイーシーに実施させた淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の従来の事業計画案全体を別のコンサルタント会社であるエイト日本技術開発に審査検討を依頼したところ、「よりリスクが低減できる構造の方策」を検討するよう指摘があった。このため、現計画とは異なる処分場構造を検討して別案としてまとめ、また生活環境影響評価も構造変更のある場合、追加実施を行う。「これらに必要な経費 3,900 万円を 9 月補正予算で対応を要請する。」との報道があった。即ち、基本計画・設計、事業計画、生活環境影響調査、実施設計に重大な瑕疵があったとの審査結果報告である。

平成 27 年 6 月の補正予算で環境プラント工業が行った実施設計・生活環境影響調査の成果品等を買取る予算として、5,142.8 万円が承認された。生活環境影響調査、特に地下水調査・解析は杜撰であり、そのみならず環境プラント工業が実施したこれまでの成果品は計画・設計瑕疵である。このような瑕疵のある基本設計・環境影響調査報告書・事業計画書・実施設計図書を購入することは、地方財政法の趣旨に反し、県民の血税の無駄遣いになる。

更に、米子市議会で米子市は、「計画予定地の約 50 %を占める米子市有地を産廃処分場として利用させることについて同意している」との説明をしていない。書面によるこの同意なくしては、当該事業計画実行の確実性が担保されたことにはならず、不確実な事業計画のもとに血税が無駄に使われていくことになる。

県・事業センターは、監査委員の指摘している「技術審査」を厳密に行い、県民・住民の要望を尊重し、何故このような問題が発生したのか、その問題点を明らかにし、再び同じ誤りや県費の無駄遣いをしないようにすることが重大な責任であるこ

とを県議会は要求して、徹底して審議していただきたい。  
当該事業計画に対して、下記2項目を請願する。

- ①県・事業センターは、産廃処分場の区画割擁壁に替わる案を検討する必要があるとして、補正予算 3,900 万円を要請するようであるが、この補正予算の予算化を否決すること。
- ②県・事業センターが平成 27 年 6 月補正予算で承認された 5,142.8 万円で「瑕疵のある成果品の買い取り」の執行停止をすること。